

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第50号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年静岡県規則第104号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(合格者の公告及び通知) 第14条 知事又は指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の <u>氏名</u> を公告し、本人に合格した旨を通知する。 2 (略)	(合格者の公告及び通知) 第14条 知事又は指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の <u>受験番号</u> を公告し、本人に合格した旨を通知する。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。